

盛岡市新事業創出支援センターの指定管理者に対する指定の取消し等について

平成 22 年 6 月 29 日

商 工 観 光 部

1 概要

盛岡市新事業創出支援センターは、平成 20 年 5 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までを指定期間として特定非営利活動法人いわてNPOセンター（以下「いわてNPOセンター」という。）が指定管理者となり、管理運営を行っている。

今般、いわてNPOセンターから、当該施設の管理運営の継続が困難となったとして指定の辞退の申出があったことから、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき同法人に対する指定を取り消し、新たな指定管理者を公募しようとするものである。

2 これまでの経緯

6 月 1 日 いわてNPOセンターが、平成 19 年度に、岩手県長寿社会振興財団等から助成金を不正に受給していたことが県の調査で判明した旨、新聞報道があった。

6 月 11 日 いわてNPOセンターが記者会見を行い、上記の新聞報道について事実を認めるとともに、現在実施している岩手県と市の施設の指定管理業務における指定の辞退を申し出る旨を発表した。

6 月 14 日 いわてNPOセンターから、新事業創出支援センターの指定の取消しについて、基本協定書第 25 条に基づき書面で申し出がなされた。

3 今後の対応方針

(1) いわてNPOセンターによる当該施設の指定管理業務を 10 月末までとし、指定の取消し手続きを行う。

(2) 7 月中に新たな指定管理者となる事業者を募集し、事業計画の審査等を行ったうえで、9 月議会へ指定の議案を提出する。

(3) スケジュール（予定）

- ・ 7 月上旬 公募開始
- ・ 8 月上旬 公募締切
- ・ 8 月上旬 審査の実施
- ・ 9 月 指定議案提出

(11 月 1 日 新指定管理者による管理運営の開始)